

## 税務課の臨時事務職員を募集します

募集内容●税務課事務補助員1人  
 業務内容●パソコンでの入力業務ほか、事務補助  
 雇用期間●平成21年1月13日～3月31日  
 (平日8:30～17:15、土日祝祭日は休み)  
 勤務時間●週5日、1日8時間  
 勤務場所●美郷町役場 千畑庁舎 税務課  
 賃金●時給710円  
 資格等●ワード及びエクセルの操作が可能であること  
 加入保険等●社会保険(健康保険・厚生年金)、雇用保険に加入  
 申込期限●平成21年1月7日(水)必着  
 申込方法●申し込みはハローワーク大曲を通じて行ってください。  
 申込・問ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

## 仙南地区小・中学校の学校事務非常勤職員を募集します

募集内容●学校事務3人  
 業務内容●学校事務補助  
 雇用期間●平成21年4月1日～平成22年3月31日  
 勤務時間●週5日、1日6時間  
 勤務場所●仙南東小学校、金沢小学校、仙南中学校  
 賃金等●月額124,100円、通勤手当あり  
 (上限610円/日)  
 募集期間●平成21年1月5日から1月20日まで  
 申込方法等●賃金・加入保険等の詳細や申し込みについては、ハローワークを通じて行ってください。  
 申込・問ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

## カマクラ行事ボランティアを募集します

2月に行われる六郷カマクラ行事にボランティアスタッフとして協力できる方を募集します。  
 募集要件●この行事に関心のある方で、次のことができる方なら年齢、男女を問いません。  
 ア)カマクラ行事案内人 イ)カマクラ行事準備作業等の手伝い  
 申込期限●平成21年1月10日(土)  
 その他●カマクラ行事案内人に応募された方を対象に、講習会を開きます。  
 詳細は締め切り後に連絡します。  
 申込・問六郷カマクラ保存会事務局(六郷公民館内) ☎0187(84)2311

## 県展第6回仙北地域展を開催しています

～平成21年2月15日(日)まで

県内最大の公募展である県展(秋田県美術展覧会)も今年は記念すべき第50回を迎えました。

県展の入賞、入選作品の内、美郷町、大仙市、仙北市の出品者の作品をお借りしているこの特別展には日本画、書道、写真など多彩なジャンルの力作約100点を展示します。

県展本展を見逃された方も是非ご覧ください。身近な作家の作品に出会えるかもしれません。

入館料●一般 300円  
 高校生以下 無料

開館時間●午前9時から午後7時  
 (入場は午後6時30分まで)

休館日●毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

主催●秋田県美術展覧会委員会、  
 美郷町教育委員会

会場●美郷町学友館

問い合わせ 学友館 ☎0187(84)4040



記念章「袁佑詩」

境田景秋(仙北市)

写真提供 秋田魁新報社



秋田魁新報社賞「実の秋」

元村雅子(仙北市)

## 全国「認知症サポーター100万人キャラバン」キャンペーン！！

### 認知症サポーター養成講座のご案内

明日のわたしのためだから・・・認知症サポーターになってください

認知症は誰もがかかるともかもしれない「病気」です。病気のことをよく理解して、認知症になっても安心して暮らせるまちをみんなで作っていくため、皆様のご参加をお待ちしています。

約90分の研修を受けていただきますと、サポーターの意思を示す目印となる「オレンジリング」をお渡します。

日 時 ●平成21年 1月31日(土)10時～11時30分  
 場 所 ●大仙市立大曲中央公民館  
 対 象 ●大仙市・仙北市・美郷町の方ならどなたでも参加できます(※先着200名)  
 申込方法 ●下記のいずれかに1月16日(金)まで電話またはFAXで氏名、住所、電話番号をお知らせ下さい。

大仙市地域包括支援センター東部 ☎0187(56)7125  
 ☎0187(56)4457  
 大曲仙北グループホーム連絡会事務局 ☎0187(84)3581  
 ☎0187(84)3582

#### 認知症サポーターとは・・・

特別なことをやる人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として自分のできる範囲で活動していただきます。

#### 【認知症相談コーナー】(無料)

認知症介護専門職の相談コーナーを設けますので、日ごろ聞きたいことや心配事のある方は、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 介護保険事務所 企画管理班 ☎0187(86)3910

## ～介護保険事務所からのお知らせ～

### 長い間介護保険料を滞納すると・・・

災害その他特別の事情がなく介護保険料を納期限まで納めない(滞納)していると、滞納している期間に応じて次のような措置が講じられます。

#### ①1年以上滞納している場合 (償還払い化)

介護保険サービスを受けたときの自己負担が通常1割のところ、一旦サービス事業者に10割(全額)を支払い、後日保険者への請求により9割相当分の払い戻しを受けます。

#### ②1年6ヶ月以上滞納している場合 (一時差止)

①により払い戻しされることになっている費用を一時差し止められたり、住宅改修費や福祉用具購入費に係る給付費も一時差し止めになります。

さらに滞納が続くと、差し止められた給付費から滞納保険料が控除されることがあります。

#### ③2年以上滞納している場合 (給付額減額)

滞納している期間の長さに応じて、自己負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなることがあります。

◎保険料を滞納していると介護保険サービスを利用したときにペナルティがありますので、保険料は忘れずに納期限内に納めましょう。

◎満65歳になられた方の保険料は、すぐには年金から天引きできませんので、当分の間納付書で納めていただきます。

◎納め忘れを防ぐために便利な『口座振替』をご利用ください。手続きは役場各庁舎の総合サービス課や介護保険事務所、郡内の金融機関(秋田ふるさと農協金沢支店を含む)でできます。

問い合わせ 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911  
 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907